

大医発第115号
平成24年5月8日

医療機関長 殿

大牟田医師会
会長 重藤 紘
【公印省略】

南関町子ども医療費助成事業での現物給付の取り扱いについて

標記の件につきまして、裏面のとおり南関町より依頼があり、協議を重ねました結果、子ども医療費助成対象者の一部負担金の窓口支払について、保護者負担の軽減等を考慮し、現物給付の取り扱いに協力することと致しました。

各医療機関における従来の一部負担金の窓口徴収分(薬容器代等、保険適用外のものを除く)につきましては、同封の請求書様式でご請求いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、ご不明な点につきましては、大牟田医師会事務局(TEL 53-2673)へお尋ね下さい。

記

現物給付の取り扱い：平成24年6月1日より

請求書様式：同封の別紙様式をご利用下さい。(月遅れ分は合算して下さい。)

請求書提出先：大牟田医師会事務局

※ 取りまとめの上、一括して南関町へ請求致しますので、必ず大牟田医師会へご提出下さい。

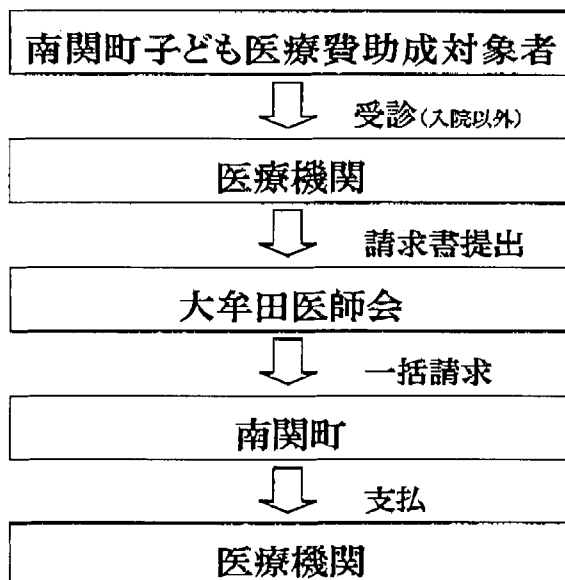
請求書提出期限：毎月8日まで(期日厳守でお願い致します)

※ 提出期限が休日等の場合は前日にご提出下さい。

医療機関への支払：南関町より指定口座へ振込

※ 請求書受理の日から30日以内

請求から支払いまでのフローチャート



(表)

見本 (拡大版) 黄色 (裏)

南関町こども医療費受給者証		
公費負担者番号	80430705	
受給者証番号	0010203	
被保険者証 記 号 番 号	南関 123456	
保 険 者 名	南関町国民健康保険	
こども	氏 名	南関 太郎
	生年月日	平成14年 3月 2日 男
	住 所	熊本県玉名郡南関町小原1857
有効期間		
交付年月日	2010年 9月 1日 から 2017年 3月31日 まで	
発 行 機 関 名	南 関 町 長 公印	

注意事項	
1. 保険医療機関等で受診する際は、この受給者証と保険証を必ず同時に医療機関に提示してください。	
2. 熊本県内及び大牟田市・みやま市高田町の医科、歯科の入院外については現物給付、入院と上記以外の医療機関等については償還払いです。	
3. 次のことが生じた場合は、保健センターまで届けてください。 ☎ 保健センター 0968(53)3298	
(1) 住所・氏名に変更があったとき	
(2) 加入保険・届出口座が変更になったとき	
(3) その他届出事項に変更があったとき	
4. 助成できないもの	
(1) 保険適用外のもの(例：検診、予防接種、薬容器代等)	
(2) 高額療養費、付加給付費に該当する部分	
(3) 入院時の室料差額、食事療養費等	
5. 請求できる期間は、診療を受けた月の翌月から1年以内です。受付期間を過ぎたものについては助成できません。	
「熊本県内保険医療機関・保険薬局へのお願い」 南関町においては、医療費の給付・審査及び支払いに関する事務は、熊本県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金熊本支部に委託しています。 よって、診療報酬明細書に公費負担者番号及び受給者証番号を付してこども医療費の請求をしてください。	

様式第6号（第4条関係）

年 月分 南関町子ども医療費助成金総括請求書

件 数	総 点 数	左のうち公費負担金点数
件	点	点

年 月 日

南関町長 様

医療機関等の
所在地及び名称
開設者氏名

④

			件数	点数	助成額
0歳～小学校就学 前	2割	社保			
		国保			
小学生～中学生	3割	社保			
		国保			
合 計					

請求金額 _____ 円

(振込先) ※ 新規または口座内容に変更がある場合ご記入ください。

金融機関名	銀行 農協		支店 支所	
普通・当座	口 座 番 号			
ゆうちょ銀行	記号		番号	
ふりがな				
口座名義人				

南関町長 様

南関町こども医療費助成金請求書

P.

医療機関コード

保険医療機関等の所在地及び名称・開設者氏名

12-05-16;12:27PM;

4/ 4

年 月 日 年 月 分の南関町こども医療費助成金を下記のとおり請求します。

印

No.	受給者証番号	こども氏名	年 号	生年月日	種別	外来・歯科・調剤	給付割合	日数	総点数	公費負担点数	一部負担金	請求金額	備考
1					社・国	外・歯・調			点	点	円	円	
2					社・国	外・歯・調							
3					社・国	外・歯・調							
4					社・国	外・歯・調							
5					社・国	外・歯・調							
6					社・国	外・歯・調							
7					社・国	外・歯・調							
8					社・国	外・歯・調							
9					社・国	外・歯・調							
10					社・国	外・歯・調							
11					社・国	外・歯・調							
12					社・国	外・歯・調							
13					社・国	外・歯・調							
14					社・国	外・歯・調							
15					社・国	外・歯・調							
小 計													
合 計													